大阪府生活環境の保全等に関する条例・施行規則（抜粋）

参考資料２－３

|  |  |
| --- | --- |
| ○大阪府生活環境の保全等に関する条例平成六年三月二十三日大阪府条例第六号目次　第一章　総則（第一条―第六条）　第二章　生活環境の保全等に関する施策（第七条―第十六条）　第三章　大気の保全に関する規制等第一節　ばい煙等の排出の規制等（第十七条―第四十条）第二節　建築物等の解体等に係る石綿の排出等の規制等（第四十条の二―第四十条の十三の四）　　第三節　自動車排出ガスの排出の規制等　　　第一款　トラック、バス等の運行に関する規制（第四十条の十四―第四十条の二十一）　　　第二款　自動車排出ガス対策の推進（第四十一条―第四十三条）　　第四節　大気の汚染の状況の監視等（第四十四条―第四十六条）　　第五節　屋外燃焼行為に関する規制（第四十七条・第四十八条）　 第四章　水質の保全に関する規制等　　第一節　排出水の排出の規制等（第四十九条―第六十五条）　　第二節　生活排水対策の推進（第六十六条）　　第三節　水質の汚濁の状況の監視等（第六十七条・第六十八条）　第五章　地盤環境の保全に関する規制等　　第一節　地盤の沈下の防止に関する規制（第六十九条―第七十六条）　　第二節　地下水等の汚染の防止に関する規制等（第七十七条―第八十一条）　　第三節　土壌汚染に関する規制等　　　第一款　総則（第八十一条の二・第八十一条の三）　　　第二款　土壌汚染状況調査（第八十一条の四―第八十一条の七）　　　第三款　管理区域の指定等　　　　第一目　要措置管理区域（第八十一条の八―第八十一条の十一）　　　　第二目　要届出管理区域（第八十一条の十二―第八十一条の十四）　　　　第三目　管理区域台帳（第八十一条の十五）　　　第四款　汚染土壌の搬出に関する規制（第八十一条の十六―第八十一条の二十一の二）　　　第五款　自主調査等についての指導等（第八十一条の二十一の三）　第六章　化学物質の適正な管理（第八十一条の二十二―第八十一条の三十一）　第七章　騒音及び振動に関する規制等　　第一節　通則（第八十二条・第八十三条）　　第二節　工場等に関する規制（第八十四条―第九十二条）　　第三節　建設作業に関する規制（第九十三条―第九十五条） | 生活環境の保全等に関する条例 |
| ○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則平成六年十月二十六日大阪府規則第八十一号目次　第一章　総則（第一条・第二条）　第二章　大気の保全に関する規制等（第三条―第二十三条）　第三章　水質の保全に関する規制等（第二十四条―第三十九条）　第四章　地盤環境の保全に関する規制等（第四十条―第五十条の四）第五章　化学物質の適正な管理（第五十条の五―第五十条の十八）第六章　騒音及び振動に関する規制等（第五十一条―第七十七条）第七章　雑則（第七十八条・第七十九条）附則 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　第四節　拡声機の使用等に関する規制（第九十六条―第九十九条）　　第五節　自動車に係る対策の推進（第百条―第百一条）　　第六節　生活環境への配慮（第百二条）　　第七節　市町村の条例との調整（第百二条の二）　第八章　雑則（第百三条―第百十一条）　第九章　罰則（第百十二条―第百二十条）　附則 | 生活環境の保全等に関する条例 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　第一章　総則（目的）第一条　この条例は、大阪府環境基本条例（平成六年大阪府条例第五号）の理念にのっとり、生活環境の保全等に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行い、もって府民が健康で豊かな生活を享受することができる社会の実現に資することを目的とする。（定義）第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。　一　生活環境の保全等　公害を防止する等大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをいう。　二　公害　事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。　三　廃棄物　ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。　四　環境への負荷　大阪府環境基本条例第二条第一号に規定する環境への負荷をいう。（府の責務）第三条　府は、生活環境の保全等に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。２　府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、広域的な観点から、大気、水質の保全等を図るため、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。３　府は、生活環境の保全等に関する施策を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が生活環境の保全等に関する施策を実施しようとする場合には、その求めに応じて、技術的助言その他支援の措置を講ずるものとする。（市町村の責務）第四条　削除（事業者の責務）第五条　事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するため必要な措置を講ずる責務を有する。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 　　　第一章　総則（趣旨）第一条　この規則は、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）第二条　この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| ２　前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、生活環境の保全等に自ら努めるとともに、府又は市町村が実施する生活環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。（府民の責務）第六条　府民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。２　前項に定めるもののほか、府民は、生活環境の保全等に自ら努めるとともに、府又は市町村が実施する生活環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。第二章　生活環境の保全等に関する施策（規制の措置）第七条　府は、公害の防止に関する必要な規制の措置を講ずるものとする。（自動車公害防止対策の推進）第八条　府は、市町村、事業者、府民及び関係機関と連携して、公害の発生がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の自動車の使用に伴う公害を防止するための対策を総合的に推進するとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。第九条　削除（大気保全対策の推進等）第十条　府は、事業者又は府民が、その事業活動又は日常生活において、大気の保全に資するよう自ら廃熱を有効に利用し、又は未利用エネルギーを活用することを促進するとともに、大気中で発生する大気汚染物質について、発生の原因となる物質に関する調査研究を推進し、及び大気中の濃度を把握し、その結果等の情報の提供に努めるものとする。（水質保全対策の推進）第十一条　府は、河川等の浄化機能の維持及び向上、地域の特性に応じた地下水の涵養による水の循環の改善その他の河川等の水質を保全するための対策を総合的に推進するものとする。（監視、測定等の体制の整備）第十二条　府は、生活環境の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。（施設の整備等の推進）第十三条　府は、緩衝地帯の設置、汚泥のしゅんせつその他の生活環境の保全等のために必要な事業及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他生活環境の保全等に資する公共施設の整備の事業を推進する措置を講ずるものとする。（公害に係る苦情の処理）第十四条　知事は、公害に関する苦情の処理の体制を整備し、及び市町村長その他の行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めなければならない。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| （公害に係る健康被害の救済等）第十五条　知事は、公害に係る健康被害に関する救済制度等の円滑な実施に努めなければならない。２　知事は、公害が府民の健康に及ぼす影響について調査するとともに、公害に係る健康被害に関する科学的な知見の集積に努め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（中小企業者に対する助成）第十六条　知事は、中小企業者が行う公害の防止のための施設の整備等について、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。２　前項の措置を講ずるに当たっては、小規模企業者に対し、特別の配慮をするものとする。第三章　大気の保全に関する規制等（略） | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 　　　第二章　大気の保全に関する規制等　　　　　　　（略） | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　第四章　水質の保全に関する規制等　　　　第一節　排出水の排出の規制等（用語）第四十九条　この節において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。２　この節において「届出施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。　一　カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。　二　化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。３　この節において「排出水」とは、届出施設を設置する工場又は事業場（以下「届出事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。４　この節において「特定事業場排出水」とは、水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。５　この節において「汚水等」とは、届出施設から排出される汚水又は廃液をいう。（排水基準）第五十条　排出水に係る排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。２　前項の排水基準は、前条第二項第一号に規定する物質（以下この節及び次章において「有害物質」という。）による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。第五十一条　特定事業場排出水に係る排水基準は、特定事業場排出水の汚染状態（水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目によって示される水の汚染状態以外の水の汚染状態（有害物質によるものを除く。）をいう。以下同じ。）について、規則で定める。２　前項の排水基準は、第四十九条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 　　　第三章　水質の保全に関する規制等（届出施設）第二十四条　条例第四十九条第二項の規則で定める施設は、別表第十に掲げる施設とする。（カドミウム等の物質）第二十五条　条例第四十九条第二項第一号の規則で定める物質は、別表第十一に掲げる物質とする。（水素イオン濃度等の項目）第二十六条　条例第四十九条第二項第二号の規則で定める項目は、別表第十二に掲げる項目とする。（排水基準）第二十七条　条例第五十条第一項の規則で定める排水基準は、別表第十三に掲げるとおりとする。（特定事業場排水基準）第二十八条　条例第五十一条第一項の規則で定める排水基準は、別表第十四に掲げるとおりとする。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| （届出施設の設置の届出）第五十二条　工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、届出施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　二　工場又は事業場の名称及び所在地　三　届出施設の種類　四　届出施設の構造　五　届出施設の使用の方法　六　汚水等の処理の方法　七　排出水の汚染状態及び量　八　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項（経過措置）第五十三条　一の施設が届出施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で排出水を排出するものは、当該施設が届出施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。（届出施設の構造等の変更の届出）第五十四条　第五十二条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五十二条第四号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。（計画変更命令等）第五十五条　知事は、第五十二条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該届出事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。第五十九条第一項、第六十一条第一項及び第六十三条第二項において同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第五十条第一項の排出水に係る排水基準をいう。以下「排水基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五十二条の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。（実施の制限）第五十六条　第五十二条の規定による届出をした者又は第五十四条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る届出施設を設置し、又はその届出に係る届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。２　知事は、第五十二条又は第五十四条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| （届出施設の設置の届出）第二十九条　条例第五十二条の規定による届出は、届出施設設置届出書（様式第九号）を提出して行わなければならない。２　条例第五十二条第八号の規則で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。（経過措置に伴う届出）第三十条　条例第五十三条の規定による届出は、届出施設使用届出書（様式第十号）を提出して行わなければならない。（届出施設の構造等の変更の届出）第三十一条　条例第五十四条の規定による届出は、届出施設構造等変更届出書（様式第十一号）を提出して行わなければならない。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| （氏名の変更等の届出）第五十七条　第五十二条又は第五十三条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五十二条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき又はその届出に係る届出施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。（承継）第五十八条　第五十二条又は第五十三条の規定による届出をした者からその届出に係る届出施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。２　第五十二条又は第五十三条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る届出施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。３　前二項の規定により第五十二条又は第五十三条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。（排出水の排出の制限）第五十九条　排出水を排出する者は、その汚染状態が当該届出事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。２　前項の規定は、一の施設が届出施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が届出施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、規則で定める期間）は、適用しない。ただし、当該施設が届出施設となった際既に当該工場又は事業場が届出事業場であるとき及びその者に適用されている市町村の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。第六十条　特定事業場排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口（特定事業場排出水を排出する場所をいう。第六十二条第一項において同じ。）においてその特定事業場排出水に係る排水基準（第五十一条第一項の特定事業場排出水に係る排水基準をいう。以下「特定事業場排水基準」という。）に適合しない特定事業場排出水を排出してはならない。２　前項の規定は、一の施設が水質汚濁防止法第二条第六項の特定施設（以下「特定施設」という。）となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、規則で定める期間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場又は届出事業場であるとき及びその者に適用されている市町村の条例の | 生活環境の保全等に関する条例 |
| （氏名の変更等の届出）第三十二条　条例第五十七条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。　一　条例第五十二条第一号又は第二号に掲げる事項を変更した場合　氏名等変更届出書（様式第十二号）　二　届出施設の使用を廃止した場合　届出施設使用廃止届出書（様式第十三号）（承継の届出）第三十三条　条例第五十八条第三項の規定による届出は、承継届出書（様式第十四号）を提出して行わなければならない。（条例第五十九条第二項の規則で定める施設等）第三十四条　条例第五十九条第二項の規則で定める施設及び期間は、別表第十五に掲げる施設及び期間とする。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。（改善命令等）第六十一条　知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該届出事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は届出施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。２　第五十九条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。第六十二条　知事は、特定事業場排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において特定事業場排水基準に適合しない特定事業場排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定事業場排出水の排出の一時停止を命ずることができる。２　第六十条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。（排出水の汚染状態の測定等）第六十三条　排出水又は特定事業場排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水又は特定事業場排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| （排出水の汚染状態の測定等）第三十五条　条例第六十三条第一項の規定による排出水又は特定事業場排出水の汚染状態の測定は、届出事業場にあっては当該届出事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第九号により届け出たものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うものとし、特定事業場にあっては当該特定事業場の特定事業場排出水に係る特定事業場排水基準に定められた事項については必要に応じて行うものとする。２　前項の測定は、排水基準の検定方法により行うものとする。３　測定のための試料は、測定しようとする排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取するものとする。４　条例第六十三条第一項の規定による測定の結果の記録は、水質測定記録表（様式第十五号）により行うものとする。ただし、計量法第百七条の登録を受けた者から様式第十五号の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第百七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）には、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。５　前項の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前項ただし書に定める証明書（計量法第百七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに、三年間保存しなければならない。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| ２　排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該届出事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。（事故時の措置）第六十四条　届出事業場又は特定事業場の設置者は、当該届出事業場又は特定事業場において、届出施設又は特定施設の破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く当該汚水又は廃液の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第十四条の二第一項又は第三項の規定により応急の措置を講じなければならない場合にあっては、この限りでない。２　知事は、届出事業場又は特定事業場の設置者が前項本文の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、その応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。（汚濁負荷量の総量の削減指導等）第六十五条　知事は、公共用水域の水質の汚濁による生活環境に係る被害の発生を防止するため、第四十九条第二項第二号に規定する項目のうち公共用水域に排出される汚濁負荷量の総量を削減する必要があると認める項目について、その項目で表示した汚濁負荷量（以下この条において「汚濁負荷量」という。）の総量を削減するための指導の方針を定め、この方針に基づき、公共用水域に汚水、廃液その他汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出する者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。２　知事は、前項の指導又は助言をするため必要があると認めるときは、事業活動に伴って前項の汚濁負荷量の増加の原因となる物を公共用水域に排出する者に対し、その処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。第二節　生活排水対策の推進第六十六条　府は、生活排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいう。）の排出による公共用水域（第四十九条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下この条において「生活排水対策」という。）に関する知識の普及、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めるものとする。２　府民は、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、府又は市町村による生活排水対策の実施に協力しなければならない。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　第三節　水質の汚濁の状況の監視等（常時監視等）第六十七条　知事は、公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するものとする。２　知事は、前項の規定による常時監視の結果明らかになった公共用水域の水質の汚濁の状況を公表するものとする。（緊急時の措置）第六十八条　知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な渇水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、規則で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水（第四十九条第三項に規定する排出水をいう。以下同じ。）を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。　　　第五章　地盤環境の保全に関する規制等　　　　第一節　地盤の沈下の防止に関する規制（略）　　　　第二節　地下水等の汚染の防止に関する規制等（用語）第七十七条　この節において「地下浸透水」とは、届出事業場から地下に浸透する水で汚水等（第四十九条第五項に規定する汚水等をいい、これを処理したものを含む。第七十九条第二項において同じ。）を含むものをいう。（有害物質を含む地下浸透水の浸透の禁止）第七十八条　届出事業場から水を排出する者（地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、地下水及び土壌の汚染を防止するため、有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。（改善命令等）第七十九条　知事は、前条に規定する者が、前条の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて届出施設（第四十九条第二項に規定する届出施設をいう。以下この節において同じ。）の構造若しくは使用の方法若しくは第四十九条第五項に規定する汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は届出施設の使用若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| （緊急時の措置）第三十六条　条例第六十八条の規則で定める場合は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第六条に定める場合とする。２　条例第六十八条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。（受理書）第三十七条　知事は、第二十九条第一項又は第三十一条の届出を受理したときは、受理書（汚水等）（様式第十六号）を当該届出をした者に交付するものとする。第三十八条　削除（書類の提出部数）第三十九条　第二十九条から第三十三条までの規定により提出する書類の部数は、正本一部及び写し二部とする。　　　第四章　地盤環境の保全に関する規制等　　　　　　　（略）（有害物質を含むものとしての要件）第四十八条　条例第七十八条の規則で定める要件は、有害物質の種類ごとに知事が別に定める方法により有害物質による地下浸透水の汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする　（略） | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| ２　前項の規定は、一の施設が届出施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等を含むものについては、当該施設が届出施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、規則で定める期間）は、適用しない。ただし、当該施設が届出施設となった際既にその水が地下浸透水であるとき及びその者に適用されている市町村の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。（事故時の措置）第八十条　届出事業場の設置者は、当該届出事業場において、届出施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が当該届出事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。２　知事は、届出事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。（常時監視等）第八十一条　知事は、地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するものとする。２　知事は、前項の規定による常時監視の結果明らかになった地下水の水質の汚濁の状況を公表するものとする。　（略） | 生活環境の保全等に関する条例 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |